概要

被災者に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求 を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

被災者は、事業場のトイレで倒れているところを発見され、○病院に救急搬送されたが「くも膜下出血(以下「本件疾病」という。)、右内頸動脈瘤破裂」により死亡した。

審査請求人(以下「請求人」という。)は、本件疾病は業務上の事由により発症し、死亡したものであるとして、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

被災者の発症直前の勤務時間数は1日12時間を超えており、数年間にわたって1カ月当たり80時間を超える時間外労働をしていたものであり、死亡は過労によるもので業務起因性は明らかである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(以下「認定基準」という。)に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

- (1) 発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。
- (2) 発症直前から前日まで及びおおむね1週間の業務において、実労働時間は35時間であり、休日も確保され、日常業務と比較して特に過重な業務とは認められない。
- (3) 発症前おおむね6か月の業務について、全期間ともに時間外労働時間は月20時間以下であり、発症前2か月ないし6か月における1か月当たりの平均時間外労働時間もすべて15時間以下である。また、労働時間以外の負荷要因も認められない。
- (4) 出張等の業務内容についても、同種の労働者と比較しても特に過重な業務であるとは認められない。
- (5) 地方労災医員は、今回の発症について「くも膜下出血の原因となった頸動脈瘤の成因は、 先天的に動脈壁に存在した脆弱部が血圧などの影響により次第に膨隆して生じるものであ り、被災者には高血圧、喫煙など促進因子はみられず、先天的な素因が主因であったと考 えられる。」と意見を述べている。

以上から、業務による明らかな過重負荷を受けたとは判断できず、認定基準に該当しないため、業務による疾病とは認められない。

4 審査官の判断

(1) 認定基準に基づいた評価

ア 被災者が罹患した疾病は、右内頸動脈瘤破裂による「くも膜下出血」であり、認定基準 の対象疾病に該当する。

イ 発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

ウ 発症前1週間の過重業務の有無について、発症前おおむね1週間の実労働時間は35時間で、時間外労働時間は0時間45分であり、休日も3日取得していることから、短期間の過重業務があったものとは認められない。

エ 発症前1か月の時間外労働時間数及び発症前1か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりの平均時間外労働時間数は、45時間を超える時間外労働時間数は認められない。 出張の多い業務については、日常業務であり、同僚等の聴取内容からは、特に過重な業務とは認められない。

オ 地方労災医員は、「くも膜下出血の原因となった頸動脈瘤の成因は、先天的に動脈壁に存在した脆弱部が血圧などの影響により次第に膨隆して生じるものであり、被災者には高血圧、喫煙など促進因子はみられず、先天的な素因が主因であったと考えられる。」、「発症前6か月間の超過勤務時間は月20時間以下で、過重業務はなく、事故の発生もなかったため、発症と業務との間には相当因果関係は認められない。」と意見を述べている。

(2) 結論

以上から、本件疾病については、業務との相当因果関係を認めることは困難であり、本件疾病を原因とする被災者の死亡は、業務上の事由によるものとは認められない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨 の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。